

「日本イギリス哲学会著作権規程」

(目的)

第1条 この規定は、本学会の機関紙『イギリス哲学研究』その他の出版物に掲載された論文等の著作物（論文、書評、各種の報告、学会展望等）の著作権の取り扱い方について定めるものである。

(著作権の帰属)

第2条 本学会発行の出版物に掲載された論文等に関する著作権は原則として本学会に帰属するものとする。特別の事情により本学会に帰属させることが困難な場合には、申し出により著作者と本学会で協議した上でしかるべく措置する。

(著作者の権利)

第3条 本学会発行の出版物に掲載された論文等の著作物を著作者が他の著作物等に利用、もしくは個人の Web サイトあるいは著作者所属機関のサイトにおいて掲載しようとする場合には、著作者は本学会に事前に届け出たうえ、本学会の出版物にかかわる出典を明記することとする。

(第三者への利用許諾)

第4条 第三者から著作権の利用許諾の要請があった場合には、著作者の意向を確認のうえ、本学会理事会において審議し、適当と認めたものについて要請に応じることができる。
2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、その対価は原則として学会が著作者自身に譲渡する。

(施行期日)

第5条 この規定は平成19年4月1日から施行する。平成19年4月1日以前に掲載された論文等の著作物の著作権についても、原則としてこの規定に従って取り扱うものとする。